



論点整理

(経済安全保障WG)

令和6年7月30日
経済安全保障WG事務局

目次

外資等規制に関する制度等の概要	2
【論点1】NTTに対する外資規制	
論点1-1 NTTに対する総量規制の必要性	4
論点1-2 事業活動・投資の自由とのバランスからみた総量規制の妥当性	6
論点1-3 個別審査の強化による総量規制の代替性	8
【論点2】NTT以外の主要事業者に対する外資規制	
論点2-1 NTT以外の主要通信事業者に対する総量規制	11
論点2-2 主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化	13
【論点3】外国人役員規制	
論点3-1 NTTに対する外国人役員規制の在り方	16
論点3-2 NTT以外の主要事業者に対する外国人役員規制	17

外資等規制に関する制度等の概要① ー外資規制

- ① **電気通信事業法における外資等規制**（外資規制及び外国人役員規制）は、**累次の規制緩和を経て全て廃止**^{※1}され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は**外為法**（外国為替及び外国貿易法）により規律されている。
- ② 外為法における外資規制は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期するため、**国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得**について**事前届出により個別審査**（一定の基準を遵守した場合には、事前届出の免除あり）を行う等の規制を課している。
- ③ NTT持株については、外為法に加え、NTT法において、我が国を代表する**基幹的電気通信事業者としての役割**、特に**我が国の安全の確保に対する役割**に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**外国人の議決権保有割合が1/3以上となることを禁止**^{※2}している。

※1 1994年に国際衛星通信事業者、WTO自由化約束を経て1998年に旧第一種電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する電気通信事業者）に対する外資規制は撤廃された。

※2 立法当時は外国人等による株式保有を禁じていたが、1992年にはその議決権保有割合が5分の1未満まで緩和され、2001年に現行制度に改められた。

外資等規制に関する制度等の概要② ー外国人役員規制

- ① NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**NTT持株とNTT東西について、外国人役員**（取締役・監査役等が対象）を**一切認めない規制が設けられていた**。
- ② グローバルかつ多様な観点での経営を可能とし、国際展開の更なる強化を図ること及び取締役会の議論を活性化させ、会社経営の安定に資することなどを目的として、情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」第一次答申（2024年2月）を踏まえた**令和6年のNTT法改正により**、当該規制は、**外国人が「代表取締役でないこと」かつ「役員の1/3未満」に緩和された**。

論点の一覧

(NTTに対する総量規制の必要性)

- ① NTTが電電公社から承継した全国津々浦々の線路敷設基盤は、他事業者には新たに構築不可能であり、NTTだけでなく多数の通信事業者の事業運営に不可欠な公共的な基盤となっている。NTTからは、総量規制は世界的に廃止するのが原則であり、通信市場・技術の進展に伴い、データやモバイルの設備情報や顧客情報等も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われているとの意見が示された一方、経済安全保障の重要性の高まりを踏まえると、NTTが承継した線路敷設基盤の確実かつ安定的な運用を図るためには、外国の影響力に対する経営の自主性の確保が引き続き重要であり、総量規制による特別な保護が正当化できるとの意見が多かったところ、NTTに対する総量規制の必要性についてどう考えるか。

(事業活動・投資の自由とのバランスからみた総量規制の妥当性)

- ② NTTからは、積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであるとして、総量規制のデメリットを指摘する意見が示された一方、現在のNTTの外資比率から見て更なる投資の受入れニーズがあるか不明、閾値以上で株式取得しても議決権は保有できないが利益配当は保証されておりリターンを目的とする外国人投資家に支障はない、投資家は総量規制を所与のものとして受け止めており撤廃の要望は聞いていない、総量規制の遵守状況の定期的な確認など規制の実効性確保が必要との意見が多いところ、総量規制の妥当性についてどう考えるか。

(個別審査の強化による総量規制の代替性)

- ③ NTTについて、以下の点等を踏まえ、引き続き個別審査と総量規制が相まって外資からの保護を図ることをどう考えるか。
- ・財務省から、リスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた外為法の個別審査の強化を検討する考えが示されたこと
 - ・NTTは、現在懸念されているリスクに対処できれば総量規制を完全に代替する必要はないとの意見である一方、構成員等は、国際約束との整合性が維持できれば外為法の個別審査の強化は望ましいが、外為法とNTT法では目的と手段に差異があり、日本に居住する外国人が規制対象外の外為法を強化しても総量規制の代替は困難であり、引き続き総量規制が必要との意見が多いこと
 - ・諸外国では個別審査を強化する中においても自由化の例外として留保した総量規制を廃止する動きは見られないこと

論点

- ① **NTTが電電公社から承継した全国津々浦々の線路敷設基盤は、他事業者には新たに構築不可能であり、NTTだけでなく多数の通信事業者の事業運営に不可欠な公共的な基盤となっている。NTTからは、総量規制は世界的に廃止するのが原則であり、通信市場・技術の進展に伴い、データやモバイルの設備情報や顧客情報等も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われているとの意見**が示された一方、**経済安全保障の重要性の高まりを踏まえると、NTTが承継した線路敷設基盤の确实かつ安定的な運用を図るためには、外国の影響力に対する経営の自主性の確保が引き続き重要であり、総量規制による特別な保護が正当化できるとの意見が多かったところ、NTTに対する総量規制の必要性についてどう考えるか。**

【構成員等からの主な意見】

- NTT法の総量規制は、電気通信事業が市民生活に不可欠なインフラであり、国の安全に関わることから、**外国人等がNTTの経営上の意思決定に一定以上の影響力を及ぼすことの制限を目的**とするものであって、この点が保護法益。経済安全保障がクローズアップされる今日でも、引き続き重要な価値である。**NTTの設備は我が国の電気通信の基幹インフラであり、その事業の適切な運営の重要性は今も失われていない。**（渡井主査代理）
- NTTのみが規制されるのは、かつての**電電公社のネットワークを特別な資産として受け継いでいる点をもって正当化は可能**。特別な資産を有するNTTの経営の自主性の確保の必要性は、他の事業者との比較においては相対的に高いものであって、**経済安全保障が重視される中でNTT法の総量規制を撤廃するのは得策ではない。**（渡井主査代理）
- **NTTは線路敷設基盤を全国に保有しており、これに類する会社は他業種も含めて例を見ないものであることから、保護が必要。**（相田構成員）
- NTTは、管路・とう道・電柱等の線路敷設基盤を承継した基幹的電気通信事業者である点が、重要な意味を持っており、**経済安全保障の観点から保護の必要性が顕著に存在する**。例えば、この**線路敷設基盤の部分のみをNTTから切り離して別会社とするような形が取れるのであれば、規制緩和の方向で両立していくことはあり得ると思われるが、それが本当にどのくらいの期間をかけて実現するのか関係各方面への影響も含め全く不透明である。**（田島構成員）
- **NTTに対する総量規制は、公共の利益、線路敷設基盤の特殊性、ユニバーサルサービス等で説明がつくものであり、経済安全保障の重要性の中で、これを撤廃するのは時期尚早。**（根本構成員）
- **経済安全保障と投資促進を両立させていくべきであり、ワーキンググループとして強く打ち出していくことが重要**。その際は、NTTの総量規制の問題だけでなく、通信事業者全体がこの2つの目標に向かって制度と体制を整えていくことで、セキュリティーと国際競争力の両立になると考える。（神保構成員）

【事業者からの主な意見】

- まず安全保障上守るべきものが何なのか、時代の変化を踏まえ、通信事業全体を見て、特別な外資規制の対象について検討すべき。その上で、実現するための法体系や規制対象を整理すべき。**電気通信事業における総量規制は、GATS（WTO協定）の主旨を踏まえて世界的に廃止するのが原則。通信市場・技術の進展に伴い、通信手段はかつての固定電話独占からモバイルやインターネット中心へとシフトし、安全保障上、電柱・管路等の線路敷設基盤のみならず、データやモバイルの設備情報や顧客情報等も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われている。**（NTT）
- 投資家の属性による規制や投資の対象、その他の投資条件による規制など、**外為法の外資規制がどこまで強化できるかを踏まえ、総量規制をはじめとした通信分野の規制をそれに上乘せすべきを検討すべき。**（NTT）
- NTTは、国民負担で構築され、固定・モバイルを始めとした全ての通信の基盤となる「特別な資産」を保有しているため、特殊会社として安全保障を確保するための特別な規制が必要。**NTTの「特別な資産」は日本の通信の根幹**であり、保全が重要な点は従前より変わらない。時代が変わり、むしろ多様な通信手段の土台になっているため、今の方がより重要になっている。昨今の安全保障の状況を考えると、強化するのかどうかという議論をしてもいいが、少なくとも、緩和するというのはない。（KDDI）
- あらゆる通信を支える基盤である「特別な資産」は、**NTTしか持ち得ない国民の財産**であり、特別に保護が必要なもの。**他の事業者は通信サービスを行うためにNTTの光ファイバ網や線路敷設基盤に依存**しており、NTTが別格の存在として区別した取扱いをされるのは当然。（ソフトバンク）
- 経済安全保障は非常に重要と考えており、経済安全保障推進法に伴う設備導入時の届出などしっかりと対応していくが、その上においても、NTTと他事業者では、重要度が違うと考えている。**モバイル事業者も含めて一定のラインを満たした上で、さらにNTTに規制をかけることは、現状の設備構成などを踏まえてもリーズナブル**だと考える。（ソフトバンク）
- NTT東西の「特別な資産」は、**競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産。我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線を問わず依存**せざるを得ない。引き続き「特別な資産」が通信の基盤であり続け、新しい通信サービスの提供にも不可欠であることから、NTT法の必要性は現代でも変わらないと認識。「特別な資産」を承継したNTTの我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性の確保の観点から、規制が設けられている。（楽天モバイル）

論点

- ② NTTからは、積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであるとして、総量規制のデメリットを指摘する意見が示された一方、現在のNTTの外資比率から見て更なる投資の受入れニーズがあるか不明、閾値以上で株式取得しても議決権は保有できないが利益配当は保証されておりリターンを目的とする外国人投資家に支障はない、投資家は総量規制を所与のものとして受け止めており撤廃の要望は聞いていない、総量規制の遵守状況の定期的な確認など規制の実効性確保が必要との意見が多いところ、総量規制の妥当性についてどう考えるか。

【構成員等からの主な意見】

- NTTが主張するデメリットについて、**3分の1を超えても、株の所有や投資をされること自体は可能**ということであれば、大きな問題ではない。（相田構成員）
- 株主総会の特別決議を実現し得る**3分の2以上の多数を確実に確保**するために、**外国人投資家を3分の1未満にする現状の規制は、経済安全保障の観点から非常に説得力がある**。（田島構成員）
- NTTの場合は、外国人投資家が全体の**3分の1を超えて株式を取得した場合においても、利益配当が保証され、議決権が制限されるだけの取扱いであることから、経済的メリットにおいては国内投資家と相違がないことになり、優先配当とはならないものの実質的には議決権制限株式と同様の機能を営むことになる**。議決権制限株式は、経済的メリットを主眼とする短期的投資であればかえって有意義とも評価される可能性のあるものであり、とすれば**株主間の不平等取扱いとなる問題があるとは思えない**。NTT同様に総量規制のあるJALにおいて過半数を超えて外国人投資家の投資がなされた実例を見ても、総量規制を維持しても**外国人投資家からの投資の誘引に特段支障は来さない**。（田島構成員）
- **NTTの現在の外資比率（昨年9月末：19.5%）を見ると、それほど閾値（3分の1）まで近づいているわけではなく余裕がある**。NTTは新株発行もあまりしておらず、むしろ**自社株買いで効率化をしているところ、新株発行による投資の受入れニーズはそれほどないのではないか**。総量規制で議決権が制限されても配当を受けることはでき、**リターンを目的とする投資家にとっては議決権の有無はそれほど大きな問題ではない**ため、決定的なディスアドバンテージになっているということはない。（根本構成員）
- 放送法の総量規制では、数年前に違反があり、外資規制の遵守を定期的に確認する制度が導入されている。国民の懸念に対応する観点から、NTTに対する**総量規制についても、その実効性がしっかりと確保されるようにすべき**。（根本構成員）
- 投資家にヒアリングしたところ、NTTに対する**総量規制の存在を所与のものとして比較的冷静に受け止めており、これを撤廃すべきという意見も我々が承知している限りでは特に聞こえてはいない**。通信事業の重要性に鑑みて、現在、NTTに総量規制が入っていることについて理解できるという意見も聞いている。総量規制は入口段階の規制ではなく、まず買うことはできるということも、受け入れられている一因であると考えられる。（東証）

【事業者からの主な意見】

- 総量規制は積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであり、NTTに対するマーケットから見た魅力が毀損される（議決権を有する株式と有しない株式が発生し得るため不平等）。総量規制があるということもあって現在の株式保有比率にとどまっているという側面もあり、外国人投資家が実際には閾値を超えて投資してこないため、どのくらいの機会損失があるのかを量的に示すのは難しいが、潜在的な不公平が生じ得る状況自体が投資としての魅力を削いでおり、デメリット。（NTT）
- 一般的には全ての事業者の経済活動の自由は確保すべきだが、NTTについては、特別な資産を保有するため、安全保障の観点で総量規制がどうしても必要。全部の事業者に規制のかかる一般法ではなく、今のNTT法を維持するのが合理的かつ現実的。（KDDI）
- 一般的な規制に加え、NTTの有する特殊性を踏まえ、「通信主権」確保のためNTT法による個別の規制が課されている。「特別な資産」が脅かされる事態を未然に防ぐため、NTTに対する総量規制などの維持が必要。NTT法の外資規制を緩和せずとも、規制対象外のグループ企業によるグローバルかつ多様な観点での経営・国際競争力強化は可能。（ソフトバンク）

論点

- ③ NTTについて、以下の点等を踏まえ、引き続き個別審査と総量規制が相まって外資からの保護を図ることをどう考えるか。
- ・ 財務省から、リスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた外為法の個別審査の強化を検討する考えが示されたこと
 - ・ NTTは、現在懸念されているリスクに対処できれば総量規制を完全に代替する必要はないとの意見である一方、構成員等は、国際約束との整合性が維持できれば外為法の個別審査の強化は望ましいが、外為法とNTT法では目的と手段に差異があり、日本に居住する外国人が規制対象外の外為法を強化しても総量規制の代替は困難であり、引き続き総量規制が必要との意見が多いこと
 - ・ 諸外国では個別審査を強化する中においても自由化の例外として留保した総量規制を廃止する動きは見られないこと

【構成員等からの主な意見】

- ・ 仮に外為法を強化して、例えば、電気通信事業者に対して事前免除を排除する策をとったとしても、NTT法の総量規制を外為法の投資規制によって代替することは難しい。外為法の審査は、国籍に注目したものではなく、居住要件が問われている点に加え、NTT法の保護法益である電気通信事業の適切な運営という点が必ずしも明確に考慮要素とされているわけではない。NTTの経営の自主性の確保は、総量規制によって確保されてきた。外為法を強化した場合には、資本移動の自由化の原則をはじめ、国際協定との整合性が問題となり、さらには、日本政府の投資をめぐる政策との整合性も問われる。（渡井主査代理）
- ・ 電気通信事業分野の経済安全保障の推進のためには、NTT法の廃止か外為法等の強化のように選択肢を絞るのではなく、経済安全保障の傘の下に全てが連携するような相互補完性の見地から検討すべき。個別審査の制度について、国の安全を確保すべく電気通信事業の外資規制を見直すのであれば、例えば、「リスクの高い外国投資家」について、国籍要件を何らかの形で明示すべき。（渡井主査代理）
- ・ 外為法の居住要件とNTT法の国籍要件では大きな違いがあり、国籍要件で縛る方が合理的。（相田構成員）
- ・ 総量規制が現在担保されているということのみで多くの経済安全保障上の懸念が解消されるということではなく、世界でも今高まっている機動的な個別審査体制が強化されることが望ましい。（神保構成員）
- ・ 外為法の規制によるNTT法の規制の代替は、目的、規制の方法が違うため難しく、両規制が並立する意義が存在。3分の1超に及ぶ会社支配権の増強・獲得を目的とする投資について、経済安全保障の観点から、管路、とう道などの重要な資産の所有が実質的に外国人投資家の支配に属するおそれに対して、外為法で十分機能し得るのか非常に疑問。（田島構成員）
- ・ リスクの高い外国投資家に絞って免除制度を利用できないようにする財務省案は、純投資目的の外国投資家に配慮しつつ、経済安全保障上のリスクを排除しようとするものであって、国際約束との整合性が維持できるのであれば傾聴に値する。一方、日本に半年以上居住する外国籍投資家は外為法上の審査対象外となるため、外為法の見直しをもって総量規制を代替することは難しい。（田島構成員）
- ・ 総量規制が外為法で完全にカバーできるかは不確定であり、経済安全保障を考える上で、重要インフラの中でも通信分野は特に必要不可欠であることを踏まえると、総量規制は必要。（手塚構成員）
- ・ NTTに関する総量規制と外為法での個別審査とが相まって、異なる角度から有効に機能している。個別審査の強化の方向性はある程度望ましいが、審査対象とする投資家や審査目的などに違いがあるので、外為法の強化によって総量規制が不要になるものではない。（根本構成員）

【構成員等からの主な意見（続き）】

- **外為法は、我が国に居住する外国人は規制の対象外となるため、国籍に基づき規制する現行NTT法のような総量規制は困難。**個別審査の強化については、我が国の株式市場や対日投資促進への影響、国際約束との関係なども十分考慮する必要がある。（財務省）
- **外為法の投資審査における免除制度の課題の指摘については、例えばリスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直し等を検討しつつ、投資実行後のモニタリングも強化することによって対処していく考え。**（財務省）
- 国際約束上、自由化を約束しているものについては、規制強化の方向に進む場合には、今行っている留保の範囲で制度設計をしていくか、安全保障例外や一般例外といった例外規定で**国際約束との整合性を確保することが必要。**（外務省）

【事業者からの主な意見】

- 外国からの投資を促進しつつも不適切な支配的投資は防止する観点から、個別の投資審査を強化すべき。**海外では総量規制ではなく、不適切な影響の排除に焦点を当てた個別審査を強化する潮流。**必ずしも完全に同じ効果を期待できなくても、**経済安全保障の観点で現在懸念されているリスクに対処できれば足りる**と考えており、**総量規制を完全に代替することにこだわることなく、必要なリスクについて対処可能なのか、どこまでのリスクを避けていくべきかという観点で検討すべき。**（NTT）
- 外国の影響力に対する経営の自主性の確保は不可欠。**外為法だけでは実現できず、NTT法との組合せにより確保すべき。**海外からの投資促進あるいは日本からの投資を考えたときに、外為法の規制強化は、海外との交渉もあり実現性の観点で疑問。（KDDI）
- **外為法の規定では、NTT法で期待する効果を代替できず、**一方で外為法の強化による対応は、投資家離れの問題や国際協定との関係でハードルが高いとの認識であり、NTT法による外資規制を維持することが合理的かつ必要。（ソフトバンク）

論点の一覧

（NTT以外の主要通信事業者に対する総量規制）

- ① NTTから、仮に総量規制を残すのであれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、**主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見**が示され、経済安全保障の重要性が高まる中、**NTT以外の主要通信事業者に総量規制を再び導入することは通信サービスの安定的提供の確保に資する**と考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、資金調達面での経営への影響や既存株主の権利保護、国際約束との整合性等の課題を勘案して**慎重に検討すべきとの意見が多かった**ところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、NTT以外の主要通信事業者に対する総量規制について**どう考えるか**。

（主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化）

- ② NTTから、情報通信の経済安全保障上の懸念が高まる中で、通信の安定的提供の確保と保有管理情報の安全性確保の必要性に鑑み、**NTTを含めた主要通信事業者を対象に個別投資審査を強化（※）すべきとの意見**が示され、**個別投資審査の強化はそのような必要性に応える措置の一つである**と考えられるところ、**主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化**について、以下の点等を踏まえ、**どう考えるか**。
- ・ 財務省から、リスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた外為法の個別審査の強化を検討する考えが示されたこと
 - ・ 国際約束との整合性など主要通信事業者に総量規制を再び導入する場合と同様の課題があること
 - ・ 構成員等は、**入口規制の強化となり投資判断にネガティブに働くため投資家は強い懸念を持っているとの意見**、経済安全保障推進法や情報の保護に関する**他の制度の実効性を高めて対応すればよいとの意見**、外為法の個別審査の強化に関する**財務省案は、純投資目的に配慮しつつ、経済安全保障上のリスクを排除しようとするものであり、国際約束との整合性が維持できれば望ましいとの意見があること**

※NTTから提案のあった規制体系例（例①と②を組み合わせる案も考えられる）

例①：外為法において「コアofコア企業」の事前届出免除を撤廃

例②：外為法の運用において外資総量が一定以上となる場合に厳しい投資スクリーニングを実施

例③：電気通信事業法において外資総量が一定以上となる場合に公益審査を実施（米国通信法で同様の制度あり）

論点

- ① **NTTから、仮に総量規制を残すのであれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見**が示され、経済安全保障の重要性が高まる中、**NTT以外の主要通信事業者に総量規制を再び導入することは通信サービスの安定的提供の確保に資する**と考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、資金調達面での経営への影響や既存株主の権利保護、国際約束との整合性等の課題を勘案して**慎重に検討すべきとの意見が多かった**ところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、NTT以外の主要通信事業者に対する総量規制について**どう考えるか**。

【構成員等からの主な意見】

- **NTT以外の電気通信事業者に電気通信事業法で外資規制を再び導入することは検討に値するが、自由化に逆行する保護主義と受け取られかねず、国際約束の問題をいかにクリアするかが最大の課題**。特別の資産の問題とは別に、**国際約束との関係でNTTと他事業者を同列に考えるのは難しく、規制の設け方については別立てにせざるを得ないのではないか**。（渡井主査代理）
- 他の主要事業者は過去に実際外資が保有していることもあったが、それが直ちに国益に反するとは考えにくく、そういう懸念については、**外資規制という形よりは、経済安全保障推進法などで具体的な行動・行為を規制する方が合理的ではないか**。（相田構成員）
- 他事業者に対する総量規制の導入は、**WTOの一般原則など日本の通商体制としての問題点が多い**ほか、日本の事業者が海外で買収等の事業展開をする中で、相互主義的な観点から日本だけが規制を導入するのは難しいと思われるため、**総量規制が全事業者に広がっていく方向性は望ましくない**。（神保構成員）
- 外資規制、外国人役員規制は、NTTの特殊性、すなわち基幹的な事業者として線路敷設基盤等を所有するという特殊性からの議論がベースになってのものである。**NTTと平仄をそろえて他事業者を規制するのは時代に逆行する流れであり、国民的・国家的利益にもかなわないのではないか**。（田島構成員）
- **全くNTTと他事業者が同等のような規制をするという点は違うのではないか**。線路敷設基盤等は非常に重要なポイント。特別な資産についてはNTTがほとんど持っており、他事業者はその上に乗かってビジネス、事業をしている側面があることから、その切り分けを議論していく必要があるのではないか。（手塚構成員）
- **将来はなるべくイコールフットイングを目指すべきとは思いますが、主要事業者に総量規制を課するのは国際約束との関係から見ても難しい**。（根本構成員）
- **国際約束との関係につき、例えばWTOでは、主要事業者への外資規制強化のために、自由化約束の撤回となる、約束表の修正を行う場合には、加盟国と補償的な調整（注：他分野の自由化）について合意すべく交渉を行う必要があり、新たな留保を付すことはハードルが高い**。（外務省）

【事業者からの主な意見】

- 線路敷設基盤の保有だけをもってNTTに総量規制があり、他の事業者には株式取得に関する制限が一切ないことは、事業の性質や保有している資産の差異だけで説明できない。**仮に経済安全保障政策上、総量規制を残すことが必要ということになれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、主要通信事業者全体を対象とする法律で実現できる内容を検討すべき**。（NTT）

【事業者からの主な意見（続き）】

- NTT以外の事業者に総量規制・外国人役員規制を導入した場合、**海外からの投資促進、資本の調達への妨げ**となる。また、**他国も同様の措置をとることにより、日本企業による海外投資への妨げ**になる。国際交渉が難しい中においては、**経済安全保障推進法等の全事業者共通の他の法律での保護を引き続き検討すればよい。**（KDDI）
- 経済活性化と安全保障とのバランスが重要であり、**対日投資の足かせとなるNTT以外への外資規制強化は過剰**。また、**相手国からの同種の規制を招く理解であり、NTTを含む国内企業の国際展開に支障**となる。外資規制などの規制強化は我が国の国際競争力にとって逆効果。携帯電話事業者も経済安全保障上の配慮が以前と比べて必要となっているが、その点は経済安全保障推進法等で担保されている。（ソフトバンク）
- 経済安全保障推進法により、自社設備の審査を受けるなどの経済安全保障に必要十分な規律がMNOにおいても課せられている。総量規制は「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保が目的。NTT以外の事業者への総量規制の導入は過剰規制であり、**新規参入・公正な競争を阻害**し、ひいては電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保や**既存株主の取引をも阻害**するおそれ。また、**対日直接投資に悪影響を与えるのみならず、相互主義の観点で、相手国における日本からの投資受入の公正性を棄損**。結果、**日本企業のグローバルな事業展開を阻害**する懸念。
（楽天モバイル）
- 国際的な競争力を確保するため、**過度に外国投資家による投資を規制すべきではない。**（LINEヤフー）

論点

② **NTTから、情報通信の経済安全保障上の懸念が高まる中で、通信の安定的提供の確保と保有管理情報の安全性確保の必要性に鑑み、NTTを含めた主要通信事業者を対象に個別投資審査を強化（※）すべきとの意見が示され、個別投資審査の強化はそのような必要性に応える措置の一つであると考えられるところ、主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化について、以下の点等を踏まえ、どう考えるか。**

- ・ **財務省から、リスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた外為法の個別審査の強化を検討する考えが示されたこと**
- ・ **国際約束との整合性など主要通信事業者に総量規制を再び導入する場合と同様の課題があること**
- ・ **構成員等は、入口規制の強化となり投資判断にネガティブに働くため投資家は強い懸念を持っているとの意見、経済安全保障推進法や情報の保護に関する他の制度の実効性を高めて対応すればよいとの意見、外為法の個別審査の強化に関する財務省案は、純投資目的に配慮しつつ、経済安全保障上のリスクを排除しようとするものであり、国際約束との整合性が維持できれば望ましいとの意見があること**

※NTTから提案のあった規制体系例（例①と②を組み合わせる案も考えられる）

例①：外為法において「コアofコア企業」の事前届出免除を撤廃

例②：外為法の運用において外資総量が一定以上となる場合に厳しい投資スクリーニングを実施

例③：電気通信事業法において外資総量が一定以上となる場合に公益審査を実施（米国通信法で同様の制度あり）

【構成員等からの主な意見】

- ・ **電気通信事業者をコアofコア事業として外為法の事前届出免除制度の対象外としても、外為法は国籍に注目した審査制度ではないため、我が国の居住者である外国籍の投資家による不当な支配をもたらす投資の排除は難しく、対日投資促進の取組との調和をいかに図るかが問題となる。外資総量が一定以上となる場合に外為法で厳しい投資スクリーニングを実施する提案については、NTTの経営の自主性の確保の観点より、一定以上となる前の段階からのスクリーニングが必要と考えられる。電気通信事業法で公益審査を実施する提案については、アメリカの例を見ると裁量の幅が広く、事業者及び投資家の双方にとって予見可能性を欠く懸念がある。情報の取扱いの重要性については、新たに始まるセキュリティ・クリアランスや情報の保護についての既存の法律との関係でまずは考えていく必要がある。（渡井主査代理）**
- ・ **リスクの高い外国投資家に絞って免除制度を利用できないようにする財務省案は、純投資目的の外国投資家に配慮しつつ、経済安全保障上のリスクを排除しようとするものであって、国際約束との整合性が維持できるのであれば傾聴に値する。一方、日本に半年以上居住する外国籍投資家は外為法上の審査対象外となるため、外為法の見直しをもって総量規制を代替することは難しい。（田島構成員）【再掲】**

【構成員等からの主な意見（続き）】

- ・ **外為法の強化については、リスクの高い事業者をしっかりと審査可能な体制の確立が重要。**日本経済にとってプラスになる非常にホワイトな投資を規制することがないように、個別審査のファインチューニングが重要であり、例えば、懸念される制度を持った国に属する企業やアメリカ、EUで個別規制の対象となっている企業に対する感度を高く持った形で機動的な審査が行われるという体制が望ましい。（神保構成員）
- ・ 外為法で**事前届出免除制度をなくして審査を強化することは日本市場への逆風になるため反対。**情報の保護については、重要性は高まっているものの、**他の制度の実効性を高めればいい。**（根本構成員）
- ・ **外為法の投資審査における免除制度の課題の指摘については、例えばリスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直し等を検討しつつ、投資実行後のモニタリングも強化することによって対処していく考え。**（財務省）【再掲】
- ・ 外為法は、我が国に居住する外国人は規制の対象外となるため、国籍に基づき規制する現行NTT法のような総量規制は困難。個別審査の強化については、我が国の**株式市場や対日投資促進への影響、国際約束との関係なども十分考慮する必要がある。**（財務省）【再掲】
- ・ 国際約束上、自由化を約束しているものについては、規制強化の方向に進む場合には、今行っている留保の範囲で制度設計をしていくか、安全保障例外や一般例外といった例外規定で**国際約束との整合性を確保することが必要。**（外務省）【再掲】
- ・ **投資家にヒアリングしたところ、個別投資審査の強化や規制範囲の拡大に強い懸念を持っている。**その理由として、**個別投資審査は、投資の意思決定を行っても実行ができず、事前審査の間、株価変動のリスクにさらされることに加え、届出の事務等の体制整備の負担があり、こうした入口での規制の存在は投資判断にネガティブに働くとのこと。**また、事前届出免除制度が撤廃され、事前届出をして審査を受ける必要が生じるのであれば、運用額が大きく1%を超える投資を行うSWFや公的年金のような主体は、対象の日本株を投資対象から外すであろうというのが一致した見解であり、日本への資金の呼び込みや企業の成長を促す投資家が減る可能性。さらに、日本全体としての現在の取り組みとは正反対のメッセージを対外的に示すことになり、海外投資家が評価している日本の規制の予見可能性や信頼性を損なうとの意見もあった。（東証）

【事業者からの主な意見】

- ・ 外資規制の検討に当たっては、**経済安全保障の観点から「通信の安定的提供の確保」と「通信事業者が保有・管理する様々な情報の安全性確保」の両面を考慮すべき。**主要通信事業者を対象に、懸念国や懸念企業の支配力強化を排除する個別の投資審査強化を検討すべき。（NTT）
- ・ 「**国際約束上、規制強化が受け入れられないのではないか**」という観点については、緩和する部分と強化する部分を全体として捉えた場合に、レベルは上がっていないという捉え方もあるのではないかと。（NTT）
- ・ NTTにのみ総量規制を課す一方、NTT以外の事業者は一切外資規制がないことについて、NTTが線路敷設基盤を保有することだけをもって説明し切れるものなのか。NTTと主要通信事業者に対する外資規制を**適切にリバランスする方法について、議論を深める余地があるのではないかと。**（NTT）
- ・ 海外からの投資促進や日本からの投資を考えたときに、相互性を確保する上で、外為法の規制強化は**海外との交渉があり実現性の観点で疑問。**（KDDI）
- ・ 外為法だけでなく、重要インフラの審査、セキュリティ・クリアランス制度など、**経済安全保障の関係の様々な法律や制度がトータルで機能していくことで経済安全保障が確保される。**（ソフトバンク）

論点の一覧

（NTTに対する外国人役員規制の在り方）

- ① NTTからは、第一次答申において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な経営に資すると考えるとの意見や、外国人役員規制の在り方は外資規制の議論を踏まえた上で検討すべきとの意見が示されたところ、NTTに対する外国人役員規制の更なる緩和や撤廃については、**今般のNTT法改正による規制緩和の効果・影響を検証した上で、外資規制の議論を踏まえつつ検討することが必要ではないか。**

（NTT以外の主要通信事業者に対する外国人役員規制）

- ② NTTから、外国人役員規制については、我が国の経済安全保障の観点から、**主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見**が示され、経済安全保障の重要性が高まる中、**NTT以外の主要通信事業者に外国人役員規制を再び導入することは通信サービスの安定的提供の確保に資する**と考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、人材確保面での経営への影響、国際約束との整合性等の課題を勘案して**慎重に検討すべきとの意見が多かった**ところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、**どう考えるか。**

論点

- ① NTTからは、第一次答申において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な経営に資すると考えるとの意見や、外国人役員規制の在り方は外資規制の議論を踏まえた上で検討すべきとの意見が示されたところ、NTTに対する外国人役員規制の更なる緩和や撤廃については、**今般のNTT法改正による規制緩和の効果・影響を検証した上で、外資規制の議論を踏まえつつ検討することが必要ではないか。**

【構成員等からの主な意見】

- 外国人役員規制については、有為な人材を広く外国人からも登用する必要性はあり、外国投資家による出資を誘引して事業の発展を図り、同時にその福利を広く国民に還元するためにも、一定割合では緩和すべき。経済安全保障の観点から会社の支配権を確実に確保するためには、代表権がない平取締役として**取締役総数の3分の1未満程度の人数枠で外国人取締役を容認するのが、現段階では合理性を持っている。**（田島構成員）
- コーポレートガバナンスコードでも、役員の多様化を重視している。コーポレートガバナンス強化による経営のグローバル化に、外国人役員規制が若干制約になっている印象。取締役会の多様性や外国人従業員のモチベーションの面からの緩和は適当であり、**取締役会の意思決定が過半数で行われることや、欠席の場合も考慮して3分の1が妥当。**更なる緩和をするかは、**法改正の効果や影響を検証した上で考慮すればよい。**（根本構成員）
- NTTが電電公社から承継した管路、とう道などの公共財を外国からの不当な干渉を受けることなく保全することが重要。例えば、**NTT法において、公共財の管理・保全方法に関する内部統制の基本方針を定めるとともに、これをNTTが実現するのであれば、3分の1未満かつ平取締役という外国人役員規制を段階的にさらに見直すということもあり得るのではないか。**（田島構成員）

【事業者からの主な意見】

- 第一次答申において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な運営に資すると考えるが、外国人役員規制については、外資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要。**外国人役員規制の在り方については、外資規制の議論を踏まえた上で検討すべき。**（NTT）
- NTT法の緩和の効果・影響について総務省による検証が必要。（KDDI）
- NTTの外国人役員規制の一部緩和に伴い、「特別な資産」が毀損されることのないよう保護する措置（迅速に是正可能とする措置が必要など）が必要。（ソフトバンク）
- NTTの外国の影響力に対する経営の自主性の確保は引き続き重要であり、今般のNTT法改正による**外国人役員規制の緩和は、アクティビストからの非効率な事業の売却や資産の売却の要求等に対し規律が機能するか、継続してモニタリングが必要。**（楽天モバイル）
- NTTのみが保有する特別な資産は、我が国の中でも特に重要性の高い社会基盤であり、**引き続き一定の外国人役員規制を課すことに合理性がある**と考える。（LINEヤフー）

論点

- ② **NTTから、外国人役員規制については、我が国の経済安全保障の観点から、主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見**が示され、経済安全保障の重要性が高まる中、**NTT以外の主要通信事業者に外国人役員規制を再び導入することは通信サービスの安定的提供の確保に資する**と考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、人材確保面での経営への影響、国際約束との整合性等の課題を勘案して**慎重に検討すべきとの意見が多かった**ところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、**どう考えるか。**

【構成員等からの主な意見】

- **NTT以外の電気通信事業者に電気通信事業法で外資規制を再び導入することは検討に値するが、自由化に逆行する保護主義と受け取られかねず、日本の事業者の海外展開への影響や国際約束との関係を勘案すると、実現の環境は整っていないように思われる。**（渡井主査代理）【再掲】
- 外資規制、外国人役員規制は、NTTの特殊性、すなわち基幹的な事業者として線路敷設基盤等を所有するという特殊性からの議論がベースになってのものである。**NTTと平仄をそろえて他事業者を規制するのは時代に逆行する流れであり、国民的・国家的利益にもかなわないのではないか。**（田島構成員）【再掲】
- 国際約束との関係につき、例えばWTOでは、主要事業者への外資規制強化のために、**自由化約束の撤回となる、約束表の修正を行う場合には、加盟国と補償的な調整**（注：他分野の自由化）**について合意すべく交渉を行う必要**があり、新たな留保を付すことはハードルが高い。（外務省）【再掲】

【事業者からの主な意見】

- 外国人役員規制については、外資規制と同様、我が国の**経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要**。NTTに対する外国人役員規制の緩和や撤廃に向けて今後議論していく際は、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、**主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべき**。（NTT）
- NTT以外の事業者に総量規制・外国人役員規制を導入した場合、海外からの投資促進、資本の調達に妨げとなる。また、**他国も同様の措置をとることにより、日本企業による海外投資への妨げになる**。国際交渉が難しい中においては、経済安全保障推進法等の全事業者共通の他の法律での保護を引き続き検討すればよい。（KDDI）【再掲】
- 経済活性化と安全保障とのバランスが重要であり、**対日投資の足かせとなるNTT以外への外資規制強化は過剰**。また、**相手国からの同種の規制を招く理解であり、NTTを含む国内企業の国際展開に支障となる**。外資規制などの規制強化は我が国の国際競争力にとって逆効果。携帯電話事業者も経済安全保障上の配慮が以前と比べて必要となっているが、その点は経済安全保障推進法等で担保されている。（ソフトバンク）【再掲】
- 外国人役員規制は「特別な資産」を持つNTTの外国の影響力に対する経営の自主性確保が目的。NTT以外の事業者への外国人役員規制の導入は過剰規制と考える。**取締役会の「国際性」ひいては多様性が損なわれ、実効性確保の障害になるおそれ**。（楽天モバイル）
- **グローバル市場における競争を阻害するほか、取締役会構成の多様性を失わせる結果となる**、外国人役員規制は強化されるべきではない。（LINEヤフー）